

和解について

生駒市は、生駒市流域関連公共下水道小明町168号線工事について、下記のとおり和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 相手方

(1) 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階奈良合同法律事務所

破産者株式会社中本組破産管財人 北岡秀晃

(2) 奈良県大和郡山市横田町651番地

奈良シールド工業株式会社

(3) 奈良県大和郡山市横田町651番地

奈良技研工業株式会社

2 和解の概要

(1) 生駒市（以下「甲」という。）、破産者株式会社中本組破産管財人 北岡秀晃（以下「乙」という。）、奈良シールド工業株式会社（以下「丙」という。）及び奈良技研工業株式会社（以下「丁」という。）間において、丙及び丁は平成19年2月16日付けで生駒市流域関連公共下水道小明町168号線工事（以下「本件工事」という。）に関する乙及び丙間並びに乙及び丁間の工事請負契約を解除し、甲は同年3月2日付けで本件工事に関する甲及び乙間の工事請負契約を解除したことを確認する。

(2) 甲は、丙との間で、速やかに、金11,500,650円（税込み）の請負代金にて、本件工事の工事請負契約を締結する。

(3) 甲は、乙に対して、乙が契約解除に至るまでに遂行した仕事の出来高に相当する報酬金から、乙に対する既払報酬金及び違約金を差し引いた金員として、出来高の検査終了後、速やかに、金6,000,750円(税込み)を支払う。

平成19年6月8日提出

生駒市長 山下 真